

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 0 回)

令和8年1月29日

開 会 1 6 時 0 0 分

閉 会 1 6 時 2 0 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

| 議席 | 氏名 | 出席委員 | 欠席委員 |
|----|--------|------|------|
| 1 | 五十嵐 剛 | ○ | |
| 2 | 清水 正勝 | ○ | |
| 3 | 山崎 和徹 | ○ | |
| 4 | 富川 裕一 | ○ | |
| 5 | 廣田 和也 | ○ | |
| 6 | 近藤 洋介 | ○ | |
| 7 | 青木 実 | ○ | |
| 8 | 大森 毅英 | ○ | |
| 9 | 吉川 永充 | ○ | |
| 10 | 木根 和美 | ○ | |
| 11 | 増田 貴志 | ○ | |
| 12 | 光富 靖展 | ○ | |
| 13 | 大谷内 清 | ○ | |
| 14 | 荒井 優 | ○ | |
| 15 | 板垣 昭仁 | | ○ |
| 16 | 菊入 等 | ○ | |
| 17 | 尾崎 成宣 | ○ | |
| 18 | 馬木 逸男 | ○ | |
| 19 | 水野 静也 | ○ | |
| 20 | 山川 功 | ○ | |
| 21 | 高橋 淳一 | ○ | |
| 22 | 栗野 良寛 | ○ | |
| 23 | 佐々木 弘昭 | ○ | |
| 24 | 塩尻 総徳 | ○ | |
| 25 | 下坂 多伊子 | ○ | |
| 26 | 中川 幸生 | ○ | |
| 27 | 宮武 努 | ○ | |

第10回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和8年1月29日（木）16時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 黒田局長・山本係長・宮谷主査・袴田主査・成田主事 |
| 5 書記 | 成田主事 |

| | |
|------|---|
| 黒田局長 | 開会宣言（16時00分） 只今から、令和7年度第10回深川市農業委員会総会を開催いたします。 本日の総会におきまして板垣委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。 |
| 菊入会長 | ご苦労様です。新年あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく お願い致します。さて、昨年は目標地図ができて、制度が変わって、農地の 賃貸、売買は農地中間管理機構を通すという形になって、皆さん大変ご苦労さ れたかと思います。また、令和9年には水田政策の抜本的な改革をということ で今年の8月くらいには色々と決まってくると言われましたけど、今回の解散 でどうなるか不透明でありますし、政権のあり方次第で、根本的に変わって くる可能性もありますので、注視したいと思っておりますし、5月末にあります、 全国農業委員会会長大会の際には、新しい政治の形が見えてきていると思 いますので、しっかりと要請したいと思っております。それでは令和7年度第 10回総会、よろしくご審議お願いいたします。 |
| 菊入会長 | 日程第1、議事録署名委員を指名します。 9番吉川委員、10番木根委員を指名します。 |
| 菊入会長 | 次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農 業委員会業務報告を、局長より報告願います。 |
| 黒田局長 | 12月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配 付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。 |
| 菊入会長 | 次に、日程第3、報告に入ります。 |
| 菊入会長 | 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。 |
| 袴田主査 | 農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整 委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は27件で、番号1番から17番及び 番号26番から27番が売買に係るあっせん申し出、番号17番から25番は賃貸借 に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から25番が令 和8年1月5日、番号26番から27番が令和8年1月16日です。あっせん申出者、土地 の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。 |
| 菊入会長 | 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 |

| | |
|------|---|
| 菊入会長 | <p>(「なし」という声あり) それでは質疑なしということで報告第1号を承認いたします。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。</p> |
| 山本係長 | <p>農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、新法分になります。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> |
| 菊入会長 | <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、日程第4、議案に入ります。</p> |
| 菊入会長 | <p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| 袴田主査 | <p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は8件で、番号2番は、借主都合による解約です。番号1番および3番以降は貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて令和8年1月5日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたので、質疑はありませんか。</p> |
| 菊入会長 | <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> |
| 菊入会長 | <p>(「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| 成田主事 | <p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、返還された農地を後継者へ使用貸借するもので、期間は20年間です。番号2番は、譲渡人が譲受人に貸付していた農地を買い受け、経営の安定を図るものです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第3号 買入協議の要請についてを議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| 宮谷主査 | <p>農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定により、所有権移転に係るあっせん申し出があったもののうち、買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は3件で、買入協議が必要な理由は、買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この3件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。</p> |
| 袴田主査 | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は45件で、番号1番から25番が売買の案件、番号26番から45番が賃貸借の案件です。番号1番から16番は、北海道農業公社の農地売買等事業の即売りです。番号1番は、高齢のため経営移譲をする出し手が、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号2番および11番から12番は、出し手が返還地を処分するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号2番はJA資金、番号11番から12番は自己資金です。番号3番および8番は、高齢のため経営縮小をする出し手が、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれも自己資金です。番号4番は、出し手が貸付地を処分するため、経営安定を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号5番から6番は、出し手が貸付地を処分するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号5番はJA資金、番号6番は自己資金です。番号7番は、出し手が経営合理化のため離れ地を処分</p> |

するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号9番は、出し手が貸付地を処分するため、経営合理化を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号10番および16番は、離農により耕作不能な出し手が、経営安定を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれも自己資金です。番号13番は、離農により耕作不能な出し手が、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号14番から15番は、出し手が返還地を処分するため、経営安定を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれも自己資金です。番号17番から25番は、北海道農業公社による農地売買等事業の買い入れです。出し手の理由としては、番号17番から20番は、出し手が離農により経営移譲するため処分するものです。番号21番および23番から24番は、出し手が老齢により経営移譲するため処分するものです。番号22番は、出し手が経営合理化のため離れ地を処分するものです。番号25番は、出し手が返還地を処分するものです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号26番以降は、賃貸借の案件です。番号26番から27番、番号29番から34番、番号37番、39番、43番以降はすべて再設定の案件です。再設定の賃貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。番号28番、38番、41番は、北海道農業公社を転貸して、返還された農地を経営拡大を図る受け手に賃貸するもので、期間はいずれも5年間です。番号35番から36番、40番は、北海道農業公社を転貸して、老齢のため経営縮小をする出し手が、経営拡大を図る受け手に賃貸するもので、期間は、番号35番から36番は3年間、番号40番は5年間です。番号42番は、北海道農業公社を転貸して、返還地を処分する出し手が、経営安定を図る受け手に賃貸するもので、期間は10年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしております。なお、これらの案件につきましては、令和8年2月27日に認可及び公告となる予定です。

説明は以上です。

菊入会長

説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号36番で宮武委員の議事参与を制限します。

菊入会長

それでは質疑を受けます。

(「なし」という声あり)

菊入会長

ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

菊入会長

それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。

菊入会長

次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。

宮谷主査

記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は1件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織

| | |
|------|---|
| | <p>形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 16時20分)</p> |